

**島根県後期高齢者医療広域連合
地球温暖化対策実行計画
(平成 29 年度～平成 32 年度)**

平成 29 年 2 月

島根県後期高齢者医療広域連合

目 次

はじめに	1
第1章 基本的事項	2
1 計画の範囲	2
2 対象とする温室効果ガス	2
3 計画期間	2
4 基準年度	2
第2章 温室効果ガス排出量	3
1 温室効果ガス排出量の算定方法	3
2 温室効果ガス排出状況	3
第3章 目標と基本方針	4
1 目標	4
2 基本方針	4
第4章 取組項目	5
1 電気使用量削減の取組	5
2 ガソリン使用量削減の取組	5
3 グリーン購入推進の取組	6
第5章 計画の推進	7
1 推進体制	7
2 点検・評価・見直しの手順	7
3 公表の方法	8

はじめに

国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定や平成 27 年 7 月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が平成 28 年 5 月 13 日に閣議決定された。

当該計画では、「地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つである。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が確認されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されている。気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととなる水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題である。」とし、2030 年度に 2013 年度比で 26% 削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として 2050 年までに 80% の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けている。

このような状況を踏まえ、島根県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）では、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項の規定に基づき島根県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画（以下「計画」という。）を策定し、地球温暖化対策に積極的に取り組んで行く。

第1章 基本的事項

1 計画の範囲

広域連合の職員が直接実施する事務・事業とする。

2 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素（CO₂）を削減の対象とする。

なお、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふつ化硫黄（SF₆）及び三ふつ化窒素（NF₃）の7物質を温室効果ガスと規定しているが、広域連合の事務・事業において、二酸化炭素以外の物質については、極微量の排出又は排出実態の把握が困難であることから対象とはしない。

3 計画期間

平成29年度から平成32年度まで4年間を計画期間とする。

4 基準年度

平成27年度を基準年度とする。

第2章 温室効果ガス排出量

1 温室効果ガス排出量の算定方法

本計画における温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策法施行令（平成11年政令第143号）に基づく排出係数及び地球温暖化係数を用いて算出する。また、電気の使用に係る排出係数は算定報告公表制度による中国電力株式会社の実排出係数とする。

なお、排出係数及び地球温暖化係数は、各算出年度時のものを使用する。

2 温室効果ガス排出状況

平成27年度における二酸化炭素排出量

排出活動	活動量	排出係数	二酸化炭素排出量
電気の使用	26,475kWh	0.706kg-CO ₂ /KWh	18,691kg-CO ₂
自動車の使用	315L	2,320kg-CO ₂ /kL	731kg-CO ₂
総排出量			19,422kg-CO ₂

第3章 目標と基本方針

1 目標

当広域連合における平成32年度の温室効果ガス削減については、平成27年度比5%減以上の水準にすることとする。

	平成27年度（基準年度）	平成32年度（目標年度）
二酸化炭素排出量	19,422kg-CO ₂	18,451kg-CO ₂

2 基本方針

地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととなる水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であることを十分に認識し、我が国が取り組む地球温暖化対策の一助となるべく、広域連合の組織を挙げて計画の完遂に邁進するとともに、個々の職員が、地球温暖化の危機的状況及び社会にもたらす影響について認識し、自発的に地球環境対策に取り組むことができる人づくりに努める。

第4章 取組項目

温室効果ガス排出削減及び地球温暖化対策への意識向上のため、広域連合において次の取組を行う。

1 電気使用量削減の取組み

取組項目	具体的な取組内容
照明の適正管理	始業前、昼休憩時及び残業時は事務を行っている場所以外は適宜消灯する。
	人がいない場所は常時消灯する。
	ブラインドで調光し、上手に外光を取り入れる。
OA機器の節電管理	パソコンを30分以上使用しないと見込まれる場合は電源を切るかスリープ状態にする。
	昼休憩中は事務で使用する場合を除きパソコンの電源を切るかスリープ状態にする。
エアコンの適正使用	クールビズ及びウォームビズを実践し冷房及び暖房の使用を控える。
	ブラインドで日光を遮り、断熱及び遮熱して冷房の使用を控える。
電化製品の待機時消費電力の削減	使用していない電化製品は主電源を切るかコンセントを抜く。

2 ガソリン使用量削減の取組み

取組項目	具体的な取組内容
公用車の適正使用	近距離の移動に公用車を使用しない。
	定期点検を行い車両の良好な状態を保つ。

エコドライブの実践	急加速、急発進及び空ぶかしをしない。
	制限速度を遵守する。
	不要な荷物は積載しない。

3 省資源化の取組み

取組項目	具体的な取組内容
環境負荷の低い事務用品の購入	事務用品の購入に当たってはグリーン購入法適合商品、エコマーク認定商品など環境に配慮したものを積極的に選択する。
再生紙の利用	コピー用紙は古紙パルプ配合率 100% 白色度 70%以下の再生紙を使用する。
紙の使用量の削減	両面印刷、集約印刷及び縮小印刷を有効活用し、印刷枚数を減らす。 コピー機使用後はリセットボタンを押し、ミスコピーの防止に努める。 ミスコピーした用紙を適正に管理しながら裏面を再利用する。 印刷物は内容の絞込みや紙面の構成を工夫によりページ数を減らす。 印刷物は必要最小限の部数とし、予備は極力作成しない。

第5章 計画の推進

1 推進体制

計画の推進責任者を事務局長とする。また、計画を推進するための体制を確立するため、島根県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は委員長及び委員をもって組織し、委員長に事務局長を、委員に各課長をもって充て、委員会の事務局を総務課に置く。委員会の所掌事務並びに委員長、委員及び事務局の役割は次のとおりとする。

(1) 委員会の所掌事務

- ア 計画の推進及び見直しに関する事項
- イ 計画の実施状況の点検及び評価に関する事項
- ウ 計画の実施状況の公表に関する事項
- エ 地球温暖化対策に係る職員の啓発に関する事項
- オ その他地球温暖化対策に関する事項

(2) 委員長の役割

- ア 計画の進捗管理を行うとともに、委員を指揮監督する。
- イ 計画の実施状況について点検、評価及び見直しを行う。
- ウ 年度ごとの計画の実施状況を公表する。

(3) 委員の役割

- ア 職員に計画を周知するとともに、計画の取組内容に沿った指導を行う。
- イ 計画の取組内容に関する所属職員の意見を聴取し、委員会で必要な提言を行う。

(4) 事務局の役割

- ア 広域連合における二酸化炭素排出量の算定調査を行うとともに、計画の実施状況を委員会に報告する。

イ 計画の見直し案を策定し、委員会に具申する。

ウ 職員に地球温暖対策に係る啓発を行う。

2 点検・評価・見直しの手順

計画の着実な遂行に当たっては、P D C Aサイクルを形成し、運用することが不可欠である。よって、計画の実施状況について年2回の点検・評価・見直しを実施する。

- (1) 前年度の温室効果ガス排出状況及び取組項目の実施状況について、点検及び評価を行い、取組内容の見直しを必要に応じて行うとともに、当年度上半期の取組方針を決定する。
- (2) 当年度上半期温室効果ガス排出状況及び取組項目の実施状況について、点検及び評価を行い、取組内容の見直しを必要に応じて行うとともに、当年度下半期の取組方針を決定する。
- (3) 翌年度当初に当年度の計画実施状況を点検及び取組項目の実施状況について、点検及び評価を行い、取組内容の見直しを必要に応じて行うとともに、翌年度上半期の取組方針を決定する。
- (4) 計画最終年度終了後に計画を総括的な点検及び評価を行い、新たな計画の策定を行う。

3 公表の方法

毎年1回、温室効果ガス排出状況を広域連合ホームページで公表する。